

平成30事業年度 北方領土問題対策協会評議員会 議事要旨

1. 日 時

平成31年3月27日(水) 15:00～16:30

2. 場 所

秋葉原UDXカンファレンス6階「Room E」

3. 出席者

<評議員>

佐伯評議員、吉武評議員、飯野評議員、岡本評議員、小倉評議員、河田評議員、武田評議員、濱松評議員

<評議代理>

山田かおり(全国地域婦人団体連絡協議会事務局(柿沼評議員代理))、
棚田一論(日本青年団協議会(照屋評議員代理))、
白石新市(根室市(長谷川評議員代理))、
織田美登志(標津漁業協同組合(西山評議員代理))、
山本國男(野付漁業協同組合(中澤評議員代理))

<職員>

諸星理事長、古矢専務理事、鳥山監事、木村事務局長、鶴田総務課長、
石川上席専門官、渡边上席専門官、近藤上席専門官

4. 議題

(1) 議長の選任について

(2) 北方領土問題対策協会業務説明について

① 平成30年度 業務報告について

啓発業務関係 説明：渡边上席専門官

交流業務関係 説明：石川上席専門官

援護業務関係 説明：鶴田総務課長

貸付業務関係 説明：近藤上席専門官

② 平成31年度 年度計画(案)について

説明：鶴田総務課長

③ 平成31年度 事業計画（案）について

啓発業務関係 説明：渡边上席専門官

交流業務関係 説明：石川上席専門官

貸付業務関係 説明：近藤上席専門官

④ 融資制度利用資格の承継に係る法令改正について

⑤ 融資メニューの見直しについて

説明：近藤上席専門官

(3) その他

5. 会議概要

(1) 諸星理事長冒頭挨拶

(2) 議長の選任

満場一致で岡本評議員が議長に選任

(3) 議題についての説明

(4) 質疑概要

以下のとおり。

「③ 平成31年度 事業計画（案）について」についての質疑応答

【佐伯評議員】

一般国民への啓発事業などは非常に重要だと思う。ただ、過去のアンケートなどの結果を見ていると、一時は日本の主権の下にあってもいいというような結果もあったが、最近はほとんどなくなった。日本に統治されることの魅力を感じなくなってきたというのが原因かと思う。この一番の理由は、隣接地域の経済力が落ちていって、人口も減少していく、インフラの整備状況も良い訳ではない、隣接地域より先にある島の人からしたら、隣接地域よりもっと悪くなるのではないのかと感じてしまうと思う。交流して人を送り込むのは重要だが、一方、相手の国への尊厳や羨ましさがないと一緒になろうと感じないのではないか。ロシア政府が支援を始めて魅力があがっている反面で、日本側の魅力が落ちているのが現状なので、隣接地域に魅力があるのかということもこの枠組みの中で検討していただければと思う。

【諸星理事長】

佐伯評議員の考えは最もだと思う。私も 40 年来この問題に関わっている

が、ここ数年の北方四島、特に三島のインフラ整備が急速に進められてきており生活も豊になっていることは間違いないだろうと思う。受入などもあるので北方四島の大人はだいたい一回は日本に来ており、その人達はここ 20 年程度の間は日本が圧倒的に豊で自分達は貧しく、中央政府も何もやってくれないと感じていて、これは日本と一緒にやった方がいいのではないかと、返還して自分達は補助金などをもらった方がいいのではという思いもあったと思う。ただし、長期計画も後半に入って設備投資が入ってインフラ等が整備され、生活が豊かになってくるにつれ、別に日本に返す必要はないのではないかと考えが変わってくるのは当然のことだろう。色丹島が日本に返るかもしれないという報道があって、一時は SNS などを使って色丹島に住民票を移そうではないかといった動きなどもあったと聞いている。

一方で根室側の方はどうかと考えると、私もこの 1 年間で 7 回ほど根室に行ったが、昔はもっと魚もとれていたし、煌びやかであったと感じることはある。多少は新しいものもできているが全体的に発展しているという感じではないように思う。ロシア人が来て、昔は羨ましいと思っていたけれども、ロシアの設備投資が入ったこともあり、日本に対する期待感は落ちてきている。根室周辺については、今宮腰大臣なども提言しているが、発展させなければいけないと、根室港などは整備しなければいけないと言っているが時間がかかることでもある。我々もそういった意向というのは政府に働きかけていこうとは思っているので、そういった考えも出していただければと思う。

【吉武評議員】

政府が取り組むことはシムシティではないが、インフラ整備として港湾の整備などから着手することになるが、非常にお金がかかって時間もかかる。どのようなものがあれば根室に住みたいと思うかと考えると、例えばですよ、賑わいとかを作る場合でも活性化で温泉作るとか、お祭りやるとか、様々な福祉に取り組むとかお金をかけずにできることがあると思う。例えばその一つとして、政府がお金をかけなくても企業を巻き込む、企業とのつながりを誰かがうまくやらなければいけないが、イケヤやコストコなどがあると魅力を感じるかもしれませんよね。遠くから見えて、すごいと思うのは花火で、3.7 キロ先からでも花火は見えるので、根室で大花火大会をやっていたら島の人も何やってるんだらうと見るために外に出てくるかもしれない。何百、何

千億とかかる整備でなくともできることは沢山あると思う。

それからもう一つ、テレビ番組、例えば日本珍百景などで根室から歯舞群島を撮ってみて、さあそこに行ってみましょうと、でも行けなかったと、そういった一般の人に身近に感じてもらうようなアプローチをしてみてもいいと思う。今の若い人達は正しいことを言うよりも面白い方が興味を持ってくれるので、正しいことをやろうとすると何十年もかかることもあり、お金もかかる。まず面白いというアプローチから進めてみるのもいいのではないかと思う。例えば、日比谷公園でやっている水産フード賞みたいなのを根室でやって根室のウニ丼とかいくら丼とか食べてもらったら魅力を感じてもらえると思う。小さいことからでも活性化はできると思う。

【河田評議員】

元島民として、ご心配ありがとうございます。根室を身近に感じていただいたのは、いつも来ていただいている同盟さんであったり北対協さんであったり、長い間来ていると身にしみて分かると思う。かつて人口にしても5万人になるのではないかと言われていたが、最近では極端に下がってきており、半分になった。市長を始め色々な手を尽くしているがなんともしがたいものがある。北方領土に関して私は「北方領土を目で見る運動」ということをよく言わせてもらっている。かつて飛行機を千歳から飛ばしたらという声もあったが、目で見る運動ということで、これだけ近くに北方領土があるんだ、元島民の住んでいた島があるんですということを知ってもらうためにもせめて根室から行くことが大切。

色々なところで話す機会があるが、百聞は一見にしかずということは必ず言わせてもらっている。実際に自分の目でみてくださると、根室まで来て見ると言うことはいろんな面で大変かもしれませんが、一回見てもらったら絶対に忘れないから、百回聞くよりも絶対によい。是非そのようにしていただきたいと思い、努力をして市としても国には色々なことを言っているけれども芳しい状況ではないようですが、皆さんにもご支援いただき、ご心配いただきありがとうございます。

「④ 融資制度利用資格の承継に係る法令改正について」及び「⑤ 融資メニューの見直しについて」についての質疑応答

【濱松評議員】

法制度の改正によって元島民の方どれくらいの人数に影響があると想定しておられるのでしょうか。元島民が生きておられる方を原則としてその二世三世、要するに後継者に貸し付けるという考え方でいいんですよね。ということは、亡くなった方にはでないよということでしょうから、この法改正によってどのくらいの人数が対象になるかという点を伺いたい。

【近藤上席専門官】

亡くなられた方であっても複数名が利用できるみちは残ってはいる。

どれだけの人数になるかというのはなかなかシミュレーションが難しい状況ですが、将来的にはトータルでは数年かけて 100 名程度の方が増えるとは考えております。先程、31 年度の予定には記載させていただきましたが、貸付の人数でいきますと約 60 名の増加、これは修学資金や生活資金の増加を見込む人数ということでありまして、けれどもそちらの方で増えるのかなど。これは法改正の部分と融資メニューの変更の部分両方をあわせての話でございますので、法改正の方につきましては、50 名程度最終的には増えていくと考えているところですが、初年度にあたる来年度につきましては 30 名程度には影響があるのではないかと考えている。

【濱松評議員】

法改正ということで今年からということになるので、認識されている方というのはまだまだ少ないと思うので、私ども千島連盟富山支部では昨年の「島を語ろう」という会合では、近藤上席専門官にも来ていただき講師になっていただきましたけど、アピールしていかないと借りる方法も知らない、どういう制度化というのもしらないという、特に今存命の元島民の家族の方には重要な法律改正だと思ってしまうので、是非北対協の方で紙一枚送るのではなく、説明の機会を作っていただきたいと思う。

私も後継者としてしまして、話しは変わるが、もう少し漁業権者法に縛られないような形で、元島民の後継者であれば誰でも借りられるようなそういった形ですくっていただきたいなという思いがある。後継者も高齢になっており三世四世となっていくと、もう枠がなく融資もなにも受けられないとならないようにして欲しい。借りられる枠を広げるようにして欲しいというのが後継者としての気持ちでもあります。枠を外していただくような、そういった検討も府省の方と検討して欲しいと思います。

【近藤上席専門官】

承知いたしました。順次告知の方を進めております。通常の年に比べて増やしていくとともに、対象者の皆様に送付する際には少しでも分かりやすいように色を使ったり、Q&Aをつけたり工夫をしております。来年度においても変更点については周知徹底していかなければならないと思っている。改正内容については、皆様の色々なご要望が伝わっての改正になっていると思います。更なるということについても、皆様のこういう御意見があるということとは伝えていこうと思う。

【山田評議員代理】

死後承継手続期限の新設という記載の箇所で、例えば平成 31 年の 3 月 30 日に元島民さんが亡くなられた場合はその方には死後承継の借入資格者の権利はないと考えればいいか。

【近藤上席専門官】

資料の記載上分かりにくくなっており誤解を招き申し訳ございません。お亡くなりになった日によって、適用する法律が変わると言うことになっていて、4 月 1 日以降は資料のような認定要件に基づいて死後承継をしなければなりません。しかも、お亡くなりになってから 3 年以内に手続をしてくださいということになっている。平成 8 年から平成 31 年の 3 月 31 日までの間に亡くなりになっている場合には現行の制度に基づいての手続となるので、できなくなるということではない。

【山田評議員代理】

平成 8 年から平成 31 年の 3 月 31 日までの間でお亡くなりになっている場合は権利がないのではなく、状況にあわせて借入ができるかもしれないということか。

【近藤上席専門官】

承継の手続ができる。現行の制度で今までの手続の仕方で承継ができるとと、4 月 1 日以降は新しい基準によって手続ができるということになる。

【山田評議員代理】

この承継で配偶者等が増えたという、対象者が増えたというふうに考えればよいか。

【近藤上席専門官】

死後承継については、4 月 1 日からは対象として配偶者が増えますということになる。

【山田評議員代理】

3月31日までは子や孫だけだという理解でよいか。

【近藤上席専門官】

死後承継についてはその理解でよい。生前承継については、既に承継された方については、4月1日以降3年の間に限って言えばこの要件を満たせば追加できるということになる。

「⑥ その他」についての質疑応答

【佐伯評議員】

直接この問題とはそれるが、北方領土の帰属は北海道にとってのサケマスとか、サケマスは北太平洋からかえってきますけど、上手側で捕られると全くこない訳ではないですが、日本の漁業に影響を与えることになる。北海道でもオホーツク海で捕ってるサケの一部は富山とか日本海側に入っていくといわれていて、サケのルートは決まっている。もし万が一日本に帰ってこないとなると、我々の領土だけの問題でなくて北海道や根室にとっては特に大事な水産にとっても非常に影響が大きい。周辺海域も含め北海道の水産資源を守るという意識は大切なので、そういうことも考えながらやっていただくとよいと思う。

以上